

資格制限に関する取組状況について

背景

- **再犯防止推進計画**（平成29年12月閣議決定）（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

資格制限等の見直し【施策番号4】

【各府省】所管の該当する資格制限等について、当該制限の見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を実施する。
【法務省】各府省が資格制限等の措置を検討する前提として、犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出す。

これまでの取組状況

- **法務省における検討**

刑務所出所者等に対する就労の確保の観点から、需要が見込まれる業種に対し、**前科があることによる就業や資格取得の制限が生じているのか、以下の実情調査を実施し、資格制限を直ちに見直す状況にはない**という結果を得た。

【協力雇用主へのアンケート調査の実施】

犯罪をした者等を雇用したことがある全国約380社の協力雇用主に対してアンケート調査を実施した結果、**雇用において資格制限が問題になったことがあるとの回答は2.7%**であった。

【各府省庁への調査の実施】

各府省庁の所管する資格について以下の項目で実施したが、**資格制限の見直しのニーズの把握には至らなかった。**

- ①人材不足の解消又は刑務所出所者等の就労の促進等の観点から資格制限等の緩和を検討しているものの有無
- ②当該業種又は資格に関係する業界団体等からの、当該制限等を緩和して欲しい旨の意見や要望等の有無

今後

資格の制限は、それぞれの法律に基づいて規定されていることから、各府省において、所管の資格制限等について、その見直しの要否を個々に検討する必要がある。